4　前項第一号の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十五年十月十五日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

人事異動

防衛省

（陸上自衛隊高射学校作戦評価室長）一等陸佐　前川　耕治

東部方面総監部人事部厚生課長を命ずる

（第三〇普通科連隊長兼新発田駐屯地司令）同　廣岡　慶長

習志野駐屯地業務隊長を命ずる

（東部方面総監部人事部厚生課長）同　関根　静夫

第三〇普通科連隊長を命ずる

兼ねて新発田駐屯地司令を命ずる

（陸上自衛隊高射学校）同　大戸　英円

陸上自衛隊高射学校作戦評価室長を命ずる

（習志野駐屯地業務隊長）同　服部　浩明

陸上自衛隊関東補給処松戸支処需品部長を命ずる

（海上幕僚監部人事教育部厚生課）一等海佐　加治　勇

海上幕僚監部人事教育部厚生課厚生班長を命ずる

（海上幕僚監部人事教育部厚生課厚生班長）同　江上　昌利

第一潜水隊司令を命ずる

（第一潜水隊司令）同　岩村　浩昭

大湊地方総監部管理部勤務を命ずる（以上三月二十日）

（陸上自衛隊幹部学校付）一等陸佐　河口　弘幸

統合幕僚監部運用部運用第三課訓練班長を命ずる

（統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課）一等海佐　佐藤　豊

統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課指揮通信システム運用班長を命ずる

（情報本部）同　津根　雅孝

統合幕僚学校教育課教務班長を命ずる

（陸上自衛隊小平学校語学教育部長）一等陸佐　小倉　博之

統合幕僚学校国際平和協力センター教育・研究室主任研究官を命ずる

（陸上自衛隊富士学校主任教官）同　黒木　正富

陸上幕僚監部人事部厚生課厚生班長を命ずる

（陸上幕僚監部運用支援・情報部運用支援課）同　石原　由尊

陸上幕僚監部運用支援・情報部付を命ずる

（陸上幕僚監部防衛部防衛課）同　伊藤優一郎

陸上幕僚監部防衛部付を命ずる

（第一五後方支援隊長）同　冨吉　直樹

陸上幕僚監部装備部武器・化学課車両班長を命ずる

（技術研究本部技術開発官（陸上担当）付第六開発室長）同　佐藤　雅宏

陸上幕僚監部装備部通信電子課電子器材班長を命ずる

（東北方面総監部装備部需品課長）同　奥田　広樹

陸上幕僚監部装備部需品課需品班長を命ずる

（西部方面総監部人事部人事課長）同　北島　崇生

陸上幕僚監部装備部施設課環境保全班長を命ずる

（陸上自衛隊幹部学校学校教官）同　黒木　勇人

陸上幕僚監部教育訓練部教育訓練計画課器材・演習場班長を命ずる

（陸上幕僚監部装備部施設課環境保全班長）同　伊藤　勇二

北部方面総監部装備部施設課長を命ずる

（陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処長兼苗穂分屯地司令）同　向井　鹿義

北部方面総監部付を命ずる

（中部方面総監部総務部広報室長）同　野々上美智明

第一陸曹教育隊長を命ずる